

登録有形文化財（建造物）の登録について

文部科学省文化審議会は、11月17日（金）に、本市所在の文化財5件を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

1 文化財概要

名 称	年 代	所在地
定義如来西方寺御廟貞能堂	昭和2年／昭和32年・同43年改修	西方寺（青葉区 大倉上下1）
定義如来西方寺御守授所	昭和2年／昭和51年曳家、昭和32年・平成20年改修	
定義如来西方寺鐘楼堂	昭和7年／昭和32年・同60年改修	
定義如来西方寺手水舎	昭和8年／昭和32年改修	
定義如来西方寺山門	昭和7年／昭和32年改修	

3 登録文化財について

（1）登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに、現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行なうのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は、建造物だけを登録の対象としていましたが、文化財保護法の一部改正（平成17年4月1日施行）により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも、対象が拡大されています。

（2）仙台市内における国登録文化財の登録状況（平成29年11月時点）

- ・登録有形文化財（建造物） 33件 ※今回の答申を受けて、38件になる予定です
- ・登録有形文化財（歴史資料） 1件

（3）西方寺について

西方寺は、平清盛・重盛に仕えた平貞能が、平家没落後にこの地に隠れ、その没後、貞能の墳墓上に小堂を建てて阿弥陀如来像を安置したことを起源とし、宝永3年（1706）に「極楽山西方寺」として開創されました。古くから参詣者を集め、現在も「定義さん」の名で県内に広く知られています。地名である「上下」は、この地に隠れた「貞能（さだよし）」の訓を写して「定義（さだよし）」と書き、これを音読して「じょうぎ」、さらに「じょうげ」と変化したものとされています。

【新登録有形文化財（建造物）に関する説明資料】

名 称	じょうぎによらいさいほうじごびょうさだよしどう 定義如来西方寺御廟貞能堂
年 代	昭和2年／昭和32年・同43年改修
登録基準	二 造型の規範となっているもの
特徴など	平貞能の墳墓上に建てられた小堂を起源とする六角堂である。前身本堂の部材を一部再利用したと伝え、内部の貞能位牌檀の床下には、現在も墳墓が位置している。銅板葺の六柱造宝塔屋根付。周囲に裳階状の廻廊が廻り、正面に向唐破風付向背を付ける。気仙大工の手による建築で、外部を中心に緻密な彫刻で飾る特色ある堂宇である。 平成11年に現本堂が建設されるまで、本堂として使用されていた。もところら葺。



名 称	じょうぎによらいさいほうじおまもりさずけしよ 定義如来西方寺御守授所
年 代	昭和2年／昭和51年曳家、昭和32年・平成20年改修
登録基準	二 造型の規範になっているもの
特徴など	貞能堂の前方、参道南側に建つ。小ぶりな建物であるが、貞能堂と同じ気仙大工による設計で、屋根を入母屋造銅板葺とするなど本格的な造りである。



名 称	じょうぎによらいさいほうじしょうろうどう 定義如来西方寺鐘楼堂
年 代	昭和7年／昭和32年・同60年改修
登録基準	二 造型の規範になっているもの
特徴・評価	山門の奥、参道北側に建つ。木造平屋建て、入母屋造銅板葺の鐘楼堂である。内法貫・頭貫の位置に虹梁を重ね、虹梁間には菱格子欄間を入れる。天井は格天井である。貞能堂と同じ気仙大工による設計で、装飾豊かな鐘楼堂である。もところら葺。



名 称	じょうぎによらいさいほうじてみずしや 定義如来西方寺手水舎
年 代	昭和8年／昭和32年改修
登録基準	二 造型の規範になっているもの
特徴など	山門の奥、参道南側に建つ。切妻造銅板葺の手水舎である。頭貫の位置に虹梁を入れ、天井を格天井とするなど、鐘楼堂との類似点が多い。小ぶりながら装飾豊かで、本格的な意匠を備える境内建物である。もところら葺。



名 称	じょうぎによらいさいほうじさんもん 定義如来西方寺山門
年 代	昭和7年／昭和32年改修
登録基準	二 造型の規範となっているもの
特徴など	西方寺境内の、旧中心地の入口を画す。三間一戸の二重門で、屋根は入母屋造銅板葺とし、上層正面中央に軒唐破風を付ける。貞能堂と同じ気仙大工の手による建築で、彫刻大工も共通している。虹梁より上部を多量の彫刻で飾り、通路の猿の造型など創意にあふれており、大工の技量が発揮されている。

